

きずな通信

2019.12月 No.177

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

今年も残りわずかとなり寒さも厳しくなる中、お忙しい日々をお過ごしの事と思います。
事故やケガにはくれぐれも気をつけて、風邪などひかれませぬようお身体ご自愛下さい。

社会保険加入事業所の皆さんへ



- 賞与の支給がありましたらご連絡下さい。

賞与を支給されましたら、年金事務所へ賞与支払届を提出致しますので、①支給日、②支給する方のお名前、③賞与金額のご連絡をよろしくお願い致します。社会保険料は毎月控除している保険料と計算が異なりますのでご注意下さい。保険料の計算が分からぬ場合は、当事務所で計算致しますのでお気軽にご相談下さい。

また、毎月の給与において、昇給・降給や諸手当の変動があった場合も、ご連絡いただきますようよろしくお願い致します。連絡の際はFAX・メールでの送信をお願い致します。

労働保険事務組合加入の事業所様へ



- 第3期分の労働保険料の納入通知書をお送りいたします。

労働保険料納入通知書を現在順次発送しております。第3期分の納付期限は1月31日です。ご協力をお願い致します。

- ◆ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書についてのお願い

顧問料および手続き報酬をお支払いいただいている事業所様につきましては、「令和1年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の発行をお願い致します。1月20日(金)までにご送付いただきますようお願い致します。発行についてご不明な点がございましたら、当事務所または委託されている会計事務所様へお問い合わせ下さい。

所長より

…

新しい年に向けて当事務所も、職員に大きな怪我や病気もなく何とか無事に年を越せそうです。ただ、今春以降、事務所体制の不備があり顧問事業所の皆様に対して十分な対応が出来ない時期もありました。改めて深くお詫び申し上げます。9月以降新入職員も加わり、業務の体制も強化されつつありますので、これからさらに精進して行く所存ですどうぞ来年もよろしくお願い致します。

橋口 剛和

橋口事務所の年末年始の業務お知らせ。



12月27日 本年度業務終了日 1月 6日 新年度業務開始日

ご理解の程よろしくお願い致します。